第5章　史跡の課題の整理

第1節　本章の位置付け

本章では、第1章で提示した「史跡加曽利貝塚の目指すべき姿」の実現に向け、第4章で整理した史跡の構成要素を踏まえて、史跡が抱える課題を整理します。

そして、この整理に基づき、課題を提示したうえで、第6章から第9章でどのように取り組んでいくのか「基本方針」とその「方法」について、まとめます。（図5-1参照）

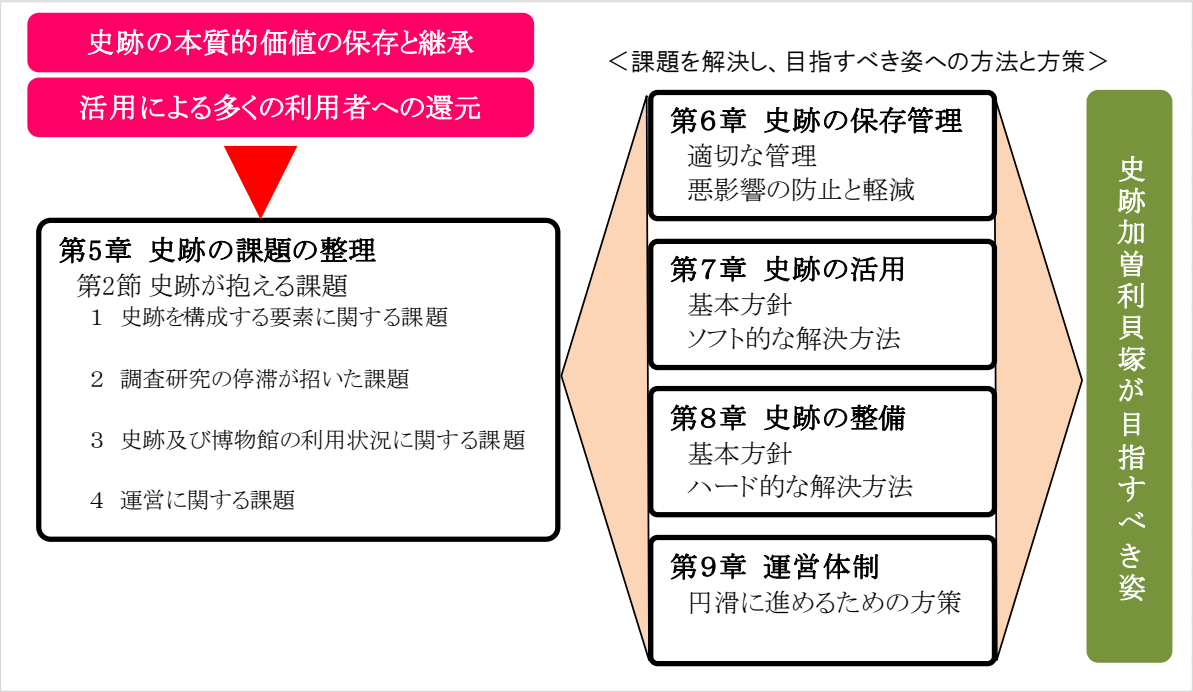

図5-1：目指すべき姿となるために

第2節　史跡が抱える課題

1　史跡を構成する要素に関する課題

史跡加曽利貝塚を構成する諸要素は表4-1で示した通り、Ⅰ：本質的価値を構成する要素、Ⅱ：保存活用に関する要素、Ⅲ：周辺の環境を構成する要素、Ⅳ：現代の利用に必要な要素、Ⅴ：史跡の保護に有効でない要素の5つに分類されます。ここではⅠ～Ⅳまでの要素のそれぞれについて、問題点を抽出し、それに対する課題を挙げています。さらに表の右側には、その課題を解決するために、どのような解決策が関連するのかを明記しています。

表5-1：本質的価値を構成する要素が抱える課題

①貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層			
＜問題点＞			
未来へ守り伝えていく最も重要な本質的価値が、様々な理由でき損している。			
＜課題＞	課題の解決		
・倒壊により地中の遺構や遺物に悪影響を及ぼす樹木は処理する必要がある。	保存管理	活用	整備
・地上に露出している貝層や遺物は流出や劣化を防ぐ必要がある。	保存管理	活用	整備
・雨水で地表の土壌が流出しないよう整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
・貝層を横断するアスファルト舗装の園路は再整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
②発掘された出土品及び調査記録			
＜問題点＞			
すべて資料整理と適正な管理が行われていないため、展示や研究などに活用できていない。			
＜課題＞	課題の解決		
・統一的に保管管理するデータベースの構築と収蔵庫を整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
③加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料			
＜問題点＞			
新たな発掘や研究の継承が行われていないため、調査研究が停滞している。			
＜課題＞	課題の解決		
・計画的な発掘調査などを行い、新たな調査研究を進める必要がある。	保存管理	活用	整備
・研究成果を後世に伝えるため学芸員の人材育成を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
④保存のために活動した人々の記録			
＜問題点＞			
未分類で、紙ベースの資料が多く、保存状態が良好でない。			
＜課題＞	課題の解決		
・史料のデジタル化によるアーカイブを構築する必要がある。	保存管理	活用	整備
⑤縄文時代の植生を復原した景観			
＜問題点1＞			
史跡地内には縄文時代の景観に相応しくない工作物等が存在する。			
＜課題＞	課題の解決		
・駐車場は史跡地外へ移転する必要がある。	保存管理	活用	整備
・史跡内の眺望に配慮した上で、現状の植生を活かした植栽管理を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
・外部からの植物混入を防ぐため、慎重な植生の管理を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
・貴重な動植物は史跡と併せて保護する必要がある。	保存管理	活用	整備
・景観を大きく阻害する博物館・収蔵庫等は史跡地外へ移転する必要がある。	保存管理	活用	整備
＜問題点2＞			
送電線及び鉄塔は住宅街にある前後3基を同時に移設しなければならず、住民生活に配慮した場合、すぐに移転できる状況にはない。			
＜課題＞	課題の解決		
・鉄塔の建て替え等に合わせて移転を協議する必要がある。	保存管理	活用	整備

表5-2：保存活用に関する要素が抱える課題

①史跡の保存と活用を実践する野外観覧施設等			
＜問題点＞			
・施設内の説明が不足しており、施設も老朽化しており、バリアフリーに対応できていない。			
・訪れた人が貝層の広がりや北貝塚と南貝塚のつながりの様子を感じ取ることができる整備がなされていない。			
＜課題＞	課題の解決		
・野外観覧施設内に解説する設備を設置するとともに、バリアフリー対応を図る。	保存管理	活用	整備
・貝層の広がり等を実感できる整備をする必要がある。	保存管理	活用	整備
②竪穴住居を原位置に建てて再現した復原集落			
＜問題点＞			
常時、竪穴住居を開放できていないため、中を見学することができない利用者も多い。			
＜課題＞	課題の解決		
・常時公開する必要がある。	保存管理	活用	整備
③史跡の見学や維持管理作業に必要となる園路			
＜問題点＞			
北貝塚と南貝塚で動線が分断しており、アスファルト舗装は縄文時代の景観を阻害している。			
＜課題＞	課題の解決		
・園路のルートを見直して整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
④史跡の保護や情報発信のための解説板や案内板			
＜問題点＞			
・史跡全体の情報を伝える総合案内的な表示がなく、史跡内の解説が不足している。			
＜課題＞	課題の解決		
・史跡全体の情報を伝える表示や史跡内の適所への解説情報を設置する必要がある。	保存管理	活用	整備
・外国語表記や想像復原図の提示など、ユニバーサルデザインに配慮する必要がある。	保存管理	活用	整備
・縄文の景観を想像できるような表示方法を工夫する必要がある。	保存管理	活用	整備

表5-3：周辺の環境を構成する要素が抱える課題

①史跡内の緑地と一体となって、縄文時代の景観をなす緑地			
＜問題点＞			
史跡の東側に広がる谷津や坂月川、縄文の森特別緑地保全地区などの自然景観との一体感に配慮した整備がなされていない。			
＜課題＞	課題の解決		
・周辺の自然景観との一体感に配慮した整備を図る必要がある。	保存管理	活用	整備
②縄文人の活動の場を想起させる自然地形、河川、低湿地			
＜問題点＞			
史跡内の自然だけでは、縄文人の生活の一部しか理解できない。			
＜課題＞	課題の解決		
・史跡外の自然を取り込み、縄文人の生活が理解できるような環境を整備する必要がある。	保存管理	活用	整備

表5-4：現代の利用に必要な要素が抱える課題

①利用者が必要とする便益施設			
＜問題点1＞			
トイレが博物館の周囲に集中しており、バリアフリーにも対応していない。			
＜課題＞	課題の解決		
・設置位置が適切になるよう整備が必要である。	保存管理	活用	整備
・ユニバーサルデザインに配慮した整備が必要である。	保存管理	活用	整備
＜問題点2＞			
団体利用者等が荒天時に室内で休憩できる施設がない。			
＜課題＞	課題の解決		
・休憩施設の整備が必要である。	保存管理	活用	整備
②史跡や博物館の運営上必要となるインフラ設備			
＜問題点＞			
設備の更新にともなう工事の際に、景観が損なわれる可能性がある。			
＜課題＞	課題の解決		
・景観の配慮が必要である。	保存管理	活用	整備

2　調査研究の停滞が招いた課題

加曽利貝塚博物館では、保存のきっかけとなった昭和37（1962）年の発掘調査以降の出土資料、調査記録を収蔵し、調査報告書を刊行するとともに、人骨や動物遺存体、石器などについて個別の調査研究報告を刊行してきました。しかしながら、これまで刊行してきた発掘調査報告書では、個々の発掘調査の成果は示されていますが、調査成果の検証、分析を通じて加曽利貝塚の価値を提示する作業は長い間、停滞してきました。

さらに、博物館開館当初から進めてきた調査研究も、外部の研究者への委託を中心に進めてきたため、博物館学芸員による調査研究の蓄積につながらず、博物館の調査研究活動のテーマとして設定されてきた「東京湾沿岸の貝塚文化」と「縄文土器製作技術の復元」という研究自体も、近年では新たな研究成果を提示できていません。

史跡の本質的価値を正しく理解し、公開・活用の拠り所とすべき調査研究が停滞したために、展示内容は永らく更新されず、史跡の魅力は失われ、博物館の利用者数の減少へとつながっていきました。

このような中、本市では、平成24（2012）年度から加曽利貝塚の過去の調査成果の再整理に着手し、全体像を示すための発掘調査総括報告書の作成を進めています（平成28年（2016）年度刊行予定）。今後、報告書の成果に基づいて加曽利貝塚の調査研究における課題を取りまとめ、中長期的な学術発掘調査の計画立案や、調査研究を推進していくための体制づくりに最優先に取り組んでいく必要があります。

貝塚の発掘調査や出土資料の分析は博物館学芸員をはじめ市の専門職員が中心となって進めていくことが重要ですが、先進的な研究をすすめる大学や調査研究機関などと連携・協力体制を築きながら、新たな成果を提示していくことも欠かせません。

3　史跡及び博物館利用状況に関する課題

史跡の利用状況を把握する一つの指標として、博物館来館者数があります。図5-2で来館者の推移をみると、昭和57（1982）年度の年間73,225人をピークに減少傾向となっています。平成10（1998）年度以降は2万人を下回っており、ピーク時の約2割に落ち込んでいます。

来館者数の内、約6割が小中学校の社会科見学で利用されています。

本市の14歳以下の人口推移を表5-1で見ると、昭和55（1980）年が約20万人でピークとなり、平成7（1995）年には4割減の12万人台まで減少しますが、その後はほぼ横ばいで推移しております。しかし、来館者数はそれを上回る減少を続けていることが分かります。これは単なる人口減が要因ではなく、社会科見学先として、加曽利貝塚が選ばれなくなってきていることを表しています。

そのような中、平成27（2015）年に1万人近い大幅な増加が見られますが、これは平成26年（2014）度から加曽利貝塚のPR活動を本格化し、発掘調査の疑似体験など新たな体験学習メニューの提供を始めた影響によるものと考えられます。積極的な情報発信と魅力的な体験学習の提供により来館者の増加につなげる工夫が、来館者を増やす上で重要であることがわかります。

表5-1：千葉市の年齢階級別人口の推移（5年ごと）

年		総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和40年	1965	332,188	81,802	236,268	14,118	—
昭和45年	1970	482,133	126,298	335,726	20,109	—
昭和50年	1975	659,356	189,373	440,962	27,782	1,239
昭和55年	1980	746,430	206,813	500,743	37,437	1,437
昭和60年	1985	788,930	187,050	553,943	47,676	261
平成2年	1990	829,455	150,692	612,257	61,085	5,421
平成7年	1995	856,878	129,858	645,941	80,794	285
平成12年	2000	887,164	123,766	647,283	111,959	4,156
平成17年	2005	924,319	127,608	639,711	152,231	4,769
平成22年	2010	961,749	123,972	606,496	198,850	32,431
平成27年	2015	962,554	126,311	606,130	230,113	—

千葉県総合企画部統計課「千葉県統計年鑑」及び千葉市の統計データ（平成27年度末）を加筆　　（単位：人）

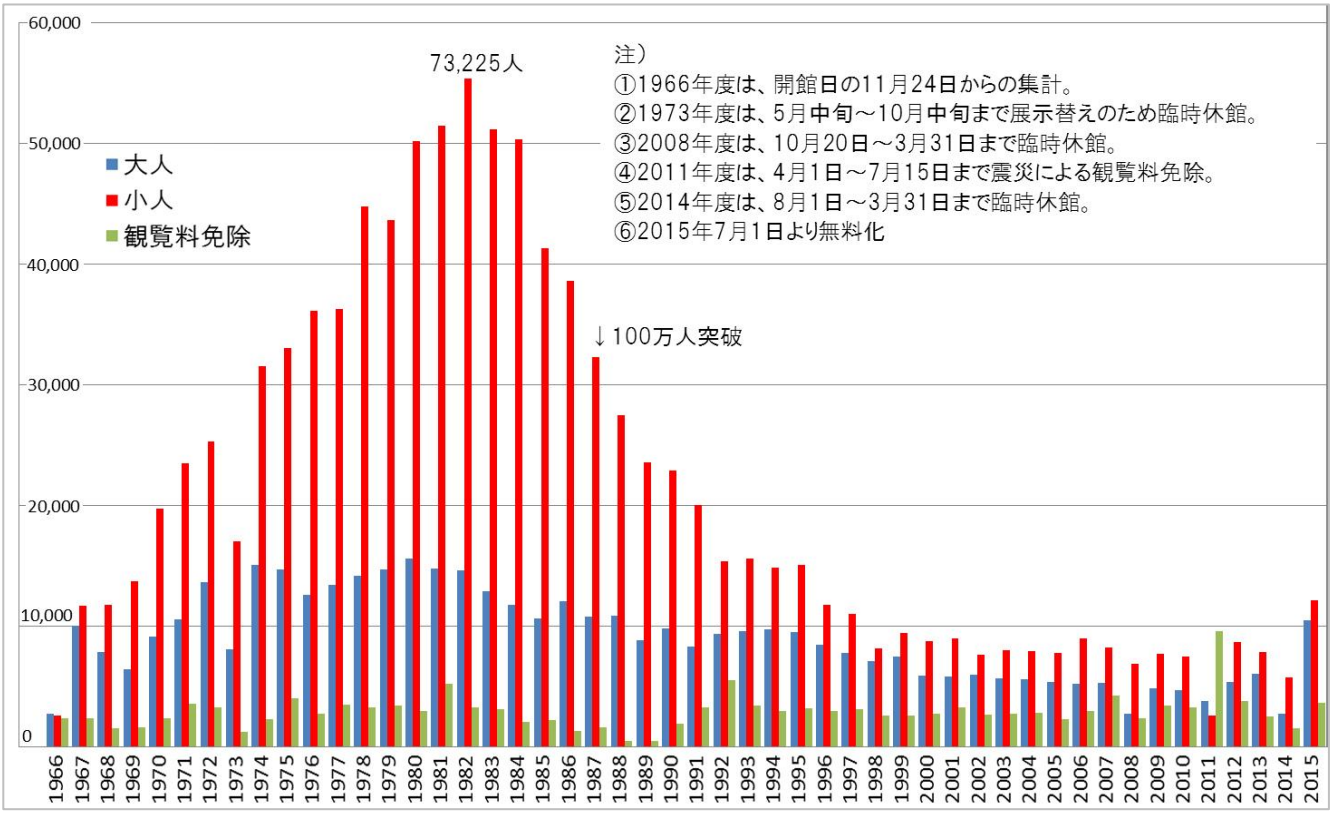

図5-2：博物館来館者の推移

4　運営に関する課題

(1)　調査研究体制

加曽利貝塚博物館では、加曽利貝塚出土資料の分析をはじめ、必要な調査研究が停滞していました。

今後は、縄文文化と貝塚を究明する拠点として、調査研究の成果を世界に発信していくために、学芸員の資質向上と人材育成が欠かせません。また、先進的な研究を推進するためには、調査研究体制の見直しを図るとともに、大学などの研究機関や関連分野の研究者の連携・協力体制を築いていく必要があります。

(2)　史跡の管理体制

史跡加曽利貝塚は千葉市、個人と電力関連企業によって所有されています。文化財保護法では史跡の管理は、その所有者が行うことと定められていますが、史跡全体を適切に保存・管理するために千葉市が管理団体（文化財保護法第172条による）の指定を受け、生涯学習部文化財課と加曽利貝塚博物館がその実務を行っています。

平成28（2016）年5月からは、公園管理課から文化財課へ公園管理者（都市公園法第2条）の権限を移管し、公園としての管理も文化財課と加曽利貝塚博物館が行うことになりました。

今後、双方の法令に則った一体的な管理運営を行っていくとともに、教育委員会が史跡と公園の管理を併せて担うことが適切か、引き続き管理体制についての検討を進める必要があります。

(3)　市民との連携・協働

現在、加曽利貝塚では、加曽利貝塚博物館友の会、加曽利貝塚土器づくり同好会、加曽利貝塚ガイドの会（ボランティア）の3団体が主に活動しています。また、加曽利貝塚を含む緑地や坂月川流域などの自然環境保護を行っている加曽利自然観察会や坂月川愛好会、縄文の森と水辺を守る会などの団体も活発な活動を行っています。

史跡の魅力を最大限に活用し、より多くの方々が史跡に集うことができるよう、博物館が起点となって、これらの団体と学校、地元自治会、市民グループ、企業などを取り込み、発展的な連携や協働を創造する仕組みを構築する必要があります。

第6章　史跡の保存管理

第1節　保存管理基本方針

第4章での史跡の価値の整理と、第5章での史跡が抱える課題の整理を踏まえ、その価値を構成する諸要素を適切に保存・管理していくための保存管理基本方針を以下のように定めます。

【保存管理基本方針】

1　国民共有の財産として、恒久的に加曽利貝塚を保存し継承します。

・本質的価値に基づき、よりよい保存と管理の方法を常に検討します。

・価値の維持向上のため、適切な管理が行えるよう諸条件を整理します。

2　現状変更の取り扱い基準を明確化し、適切に運用します。

・想定される現状変更や保存に影響を及ぼす行為を整理し、具体的な基準と方法を定めます。

3　適切な維持管理作業を継続的に実施します。

・適切な維持管理作業を行うため、史跡の現状を正確に把握します。

・恒常的に作業を継続できる体制づくりに取り組みます。

4　坂月川周辺の自然環境及び歴史環境を史跡と一体的に保全します。

第2節　管理の方法

加曽利貝塚は史跡、公園そして博物館という3つの側面を持っています。それぞれに遵守すべき法令や、管理する対象が異なるため、維持管理を行うためにはその特性をよく理解し、効率よく行わなければなりません。日々の巡回や点検を基本として、安全管理、施設管理、植栽管理を適切に行います。

表6-1：維持管理年間予定表

管理	対象	作業種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	適用
安全管理	史跡内（園路、道路、ベンチ等）	巡回・清掃	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	巡回ルート、点検項目を設定して行う。異常があった場合の報告手段と連絡体制も確立する。 修繕が可能な場合は速やかに行う。
		点検	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	
		報告	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	
		修繕	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	
施設管理	建物（博物館、観覧施設等）	清掃	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	清掃箇所と頻度等を設定し、点検しながら清掃する。修繕は速やかに行う。
		修繕	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	
	側溝・雨水桝	浚渫		▨	▨	▨	▨	▨							夏期の降雨時に行う。
植栽管理	樹木	整枝	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	強風などで折れた枝などの整枝は適宜行い、枯れ木の伐採は葉が落ち、乾燥した冬期に行う。
		枯れ木伐採									▨	▨	▨	▨	
		病虫害防除	＊毛虫など必要があれば行うが、極力行わない。												
	植え込み	除草				▨		▨							植え込みは夏に2回程度手入れを行う。その際薬剤散布にて病虫害防除を行う。
		剪定				▨		▨							
		病虫害防除				▨		▨							
	草地	草刈		▨		▨		▨		▨					年4～5回を目安。

1　安全管理

史跡及び博物館には日々多くの来館者があり、安全面に十分配慮した管理が求められています。史跡は柵などに囲われていないため、昼夜を問わず出入りすることができます。午後5時15分には駐車ひろばが施錠されるため車両の入場はできませんが、閉門後も多くの方々が散歩やジョギングなどで、史跡を利用しています。

加曽利貝塚博物館では過去に収蔵品の盗難事件や復原住居への放火などの事件が発生した経緯から、24時間の有人警備を行っており、常時2名の警備員が巡回を行っています。しかしながら、15haに及ぶ史跡内を適切に管理するには、職員や警備員だけでは限界があります。そのため、史跡近隣の地域住民や公園利用者の目を借りて、異常や危険の早期発見と対処に努めていかなければなりません。日頃から、地域住民や利用者とコミュニケーションを図りながら、信頼関係を築いていくことが大切です。

また、有毒の動植物や落雷などによる被害も想定し、緊急時の応急措置や連絡体制などをとりまとめた安全衛生マニュアルを準備します。

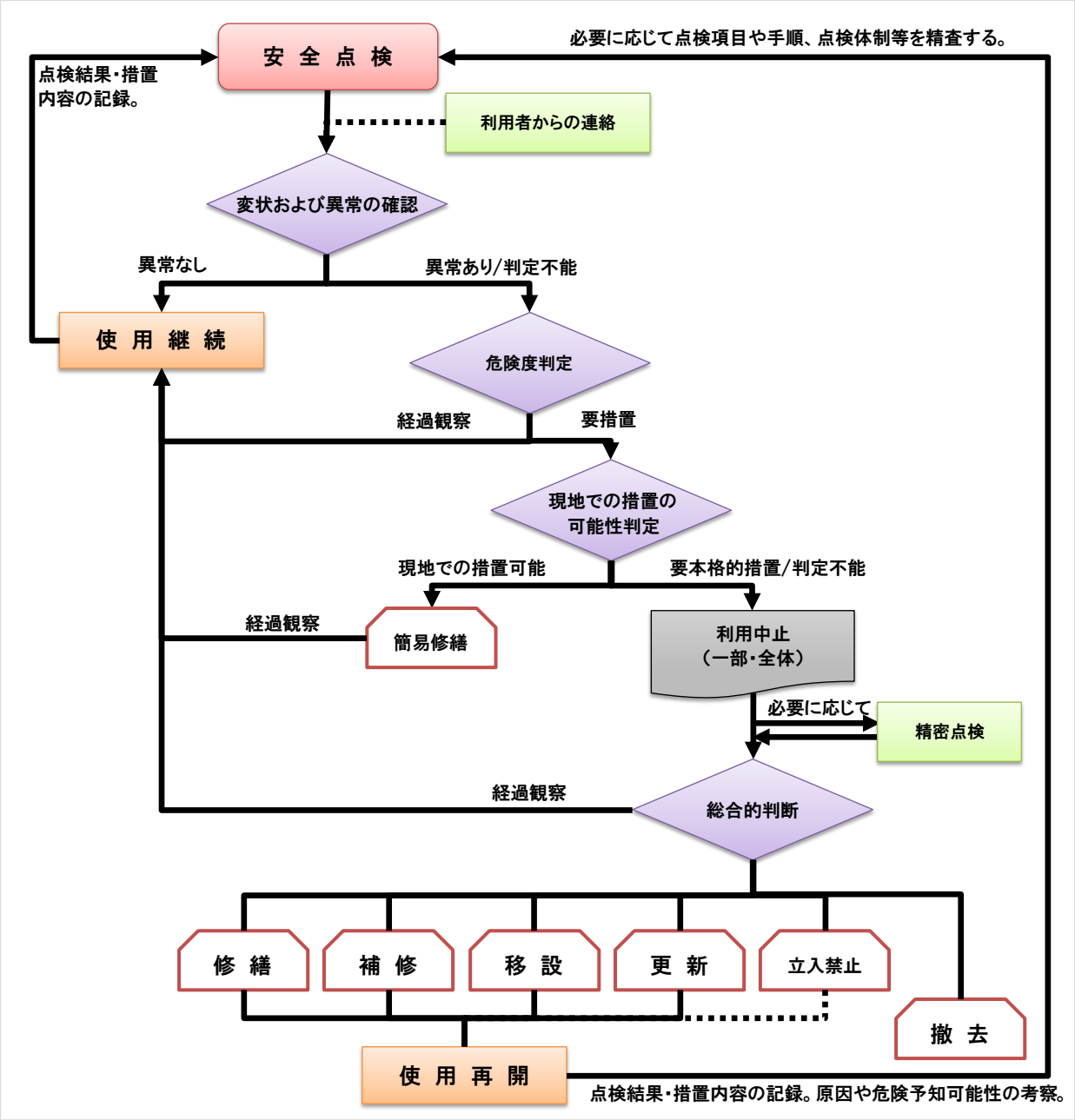

図6-1：安全点検フロー

＊修繕：部分的な修復や、消耗部材の交換など。
補修：設備の寿命を延ばすことを目的に大幅な修理や交換を行うこと。
更新：設備全体を取り替えたり、新しく作り直すこと。
（『公園施設の安全点検に係る指針（案）』国土交通省平成27年4月より一部改変）

2　施設管理

史跡の中には、野外観覧施設や復原住居のように公開活用に欠かすことができない施設があります。それ以外にも博物館、収蔵庫、古民家（旧大須賀家住宅）などの施設が配置されています。これらの多くは縄文の景観を阻害しているため、今後10年以内を目安に史跡外へ移転していく予定です。

それまでの間は現在の施設を修繕しつつ、快適に利用できるよう施設管理を進めていきます。また、施設管理台帳を作成し、管理上の留意点や点検方法、点検結果、修繕内容などを記録し、事故の防止と緊急時に備えます。

表6-2：主な設備点検とその周期

点検周期	点検内容
12か月	受水槽点検及び飲料水水質検査
6か月	消防用設備点検
2か月	電気設備点検
2週間	合併浄化槽点検

表6-3：史跡内施設一覧

建物	竣工年月日	構造	用途	階	床面積（㎡）	備考
加曽利貝塚博物館	1966.7.15（昭和41年）	RC	事務室、図書室、倉庫、講堂等	1階	329.85	総延床面積696.4㎡。1階に管理部分、2階が回廊部170㎡と展示室196㎡からなる展示室。
			常設展示室	2階	366.55	
第1収蔵庫	1966.7.15（昭和41年）	RC	収蔵庫、写真室	1階	152.46	出土遺物、写真資料等の収蔵・保管。
第2収蔵庫	1992.3.31（平成4年）	軽量鉄骨	収蔵庫、整理作業室	1階	280.28	展示の準備や整理作業などを行っており、もっとも使用頻度が高い施設。
			講座室、ボランティア控室	2階		
第3収蔵庫	1975.3.15（昭和50年）	軽量鉄骨	収蔵庫、倉庫	1階	198.74	遺物や図面の保管、貝層のメンテナンスのための薬品等を保管する。
			図面保管、薬品庫、友の会控室	2階		
北貝塚住居跡群野外観覧施設	1968.3.31（昭和43年）	RC	住居跡の実物が観覧できる施設	1階	282.00	博物館の開館と合わせて開場。
北貝塚貝層断面野外観覧施設	1968.3.31（昭和43年）	RC	貝層の実物が観覧できる施設	1階	224.30	博物館の開館と合わせて開場。
南貝塚貝層断面野外観覧施設	1994.3.31（平成6年）	RC	貝層の実物が観覧できる施設	1階	99.80	博物館の開館と合わせて開場。
復原住居1	2007.8.31（平成19年）	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	34.00	傾きが著しく、安全確保のために内部への立ち入りを制限中。
復原住居2	2012.3.28（平成24年）	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	36.00	博物館の開館日に内部を公開。
復原住居3	2016.3.26（平成28年）	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	28.00	博物館の開館日に内部を公開。
旧大須賀家住宅	1968.10.15（昭和43年）	木造	内部公開、雨天時の退避所、土器づくり工房として利用。	1階	201.36	寄贈を受けて、幕張町より移築。
加曽利貝塚土器づくり同好会工房	1972.8（昭和47年）	軽量鉄骨	同好会の作品保管および作業場	1階	25.92	同好会の活動日（水、土、日）に内部の見学も可能。

3　植栽管理

加曽利貝塚の自然は、縄文時代の景観を再現する舞台装置として重要な役割を担っています。しかしながら、この保存すべき自然も、管理を怠ると遺構や景観に悪影響を与える要因となってしまいます。

史跡内の植生を適切に管理していくためには、まず、史跡内の自然環境の現状を把握する必要があります。その上で、目指すべき植生のあり方を定め、日々の植栽管理を適切に行っていかなければなりません。加曽利貝塚では30年ほど前の南貝塚の整備の際にこの植生調査を行い、花粉分析等の結果から、縄文時代の森を復原するため、詳細な計画の元に植樹がなされましたが、その後の管理が行き届かず、史跡への悪影響が出始めています。

今後は史跡整備基本計画の中で全体的なゾーンニングに沿った植生計画を策定し、日々の植栽管理に関しては、樹木台帳と植栽管理マニュアルを整備し、適切な植栽管理を着実に実行していきます。

【植栽管理の留意点】

1. 直接的、間接的に人命や近隣の建造物等を傷つける可能性がある樹木は整理する。
2. 根が直接的に貝層や遺構を傷つける可能性がある樹木は整理する。
3. 貝塚、復原住居等への視界を阻害する樹木は整理する。
4. 整備計画の方針にそぐわない植栽は、原則として行わない。
5. 必要な植樹を実施する場合、園芸種や外来種等は避け、郷土になじまれている在来種を利用する。
6. 貝層への悪影響を避けるため、貝層の縁から10m以内に、高木種や根張りの樹種を植樹しない。
7. 老木や高木は定期的に調査し、腐朽や病害虫、災害による倒木や枝折れなどを事前に防止する。
8. 樹齢20から30年を目安とし、伐採が可能な樹木は入れ替えを行う。
9. 定期的に樹木医に調査を依頼し、植生の状態や管理方法などの指導を受ける。

表6-4：目標植生と育成管理

目標植生	高木層	低木層	育成管理
自然林 （シイ･カシ林）	シラカシ、スダジイ、シロダモ、アラカシ、アカガシ、ヒサカキ、ヤブツバキ	アオキ、ヒサカキ、ヤブニッケイ、マチノキ、ヤブコウジ	･新たに造成する場合または落葉二次林をシイ･カシ林に遷移させる場合は、落葉樹の下に、シイやシラカシを植栽し、林縁部に低木類による保護植栽をする。 ･シイ、カシの成長を待って、落葉樹を徐々に取り除く、長期的な育成管理を必要とする。
落葉二次林 （クヌギ･コナラ林）	クヌギ、コナラ、イヌシデ、エゴノキ、ケヤキ、エノキ、ムクエノキ、クリ、ウワミズザクラ、コブシ、ヤマボウシ、ゴンズイ	ムラサキシキブ、ガマズミ、ウツギ、マユミ、コマユミ、ニワトコ、ヤマコウジ、アケビ、サマフサギ	･年1回の林内整理、下木の伐採清掃。 ･20～30年1回の伐採による新旧交代。
水辺林 （ハンノキ、カワヤナギ林）	ハンノキ、クヌギ	カワヤナギ、イヌユリ、イヌユリヤナギ、ネコヤナギ	･新たに造成する場合は、水に近い方からヤナギ類、ハンノキ、クヌギの順に植栽し、自然に成長させる。 ･冠水する部分は、湿地性草本類の生育を促す。
草地	【特色になるもの】 タチフウロ、カワラナデシコ、ヤマシロギク、リンドウ、ヒヨドリバナ、クララ、ヒキヨモギ、アキカラヤツ、レンリソウ、フタバハギ、ワレモコウ、オミナエシ他		･原則として現状保全とする。 ･草刈は5月から11月の間に年5回、東傾斜面と南貝塚中央部の保護エリアは11月頃に年1回。 ･希少種等特定植物は草刈の前にマーキングを行い保護する。
	【食用になるもの】 ノビル、アマドコロ、ナンテンハギ、ツリガネニンジン、ヨモギ、ヤマシロギク、フキ、ユウゾリナ、ノゲシ、ヤマイモ他		
	【薬草になるもの】 オミナエシ、オトギリソウ、クララ他		

第3節　現状変更等の取扱基準

ここでは指定地内で予想される建築物や工作物の新築・増改築、樹木伐採等の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）の取扱方針及び具体的な取扱基準を示します。

原則として、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は認めない方針ですが、市民生活や現状の土地利用に応じた調整が必要な場合もあります。電気、ガス、水道などの埋設管や電柱、道路など、公共の利益に資するものとは共存していくべきであるという立場から、地中の遺構や遺物に影響がない範囲で認める方針とします。

表6-5：現状変更等の取扱基準

基本原則	・史跡の保存活用や調査研究を目的とするもの以外は、原則として認めない。
例外として現状変更等を許可する場合の留意事項	＜史跡の保全＞ ・史跡の本質的価値を構成する要素のき損・衰亡を未然に防ぐ行為であること。 ・復旧・修復について、学術調査の成果等を踏まえて実施するもの。 ＜公益上の配慮＞ ・防犯、防災、または人命、財産の保護に関わる施設の設置については、設置場所、形状、色彩等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。 ＜史跡の公開活用＞ ・史跡の公開活用に資する整備については、施設の設置場所、形状や色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。 ・史跡の実態把握、復旧修復または公開活用に資する発掘調査の実施は、必要性があると判断される場合に限り認める。
実際の現状変更等に際しての留意事項	・事前に確認調査を行い、重要遺構が確認された場合にはその保存を最優先とする。 ・確認調査や現状変更等に際しては、遺構を損なわずに行うこと。 ・史跡としての景観に影響を与えないよう建築物、工作物等の工法、外観等は十分に配慮すること。 ・現状変更等の取り扱いについては、各種法令との調整を図りながら行うこと。

第4節　現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地内において、維持作業や災害等の応急措置を行う場合は文化庁長官の許可は必要ではありませんが、それ以外の現状変更行為等を行おうとする場合には、文化財保護法第125条により、文化庁長官の許可が必要になります。ただし、同施行令第5条4項により、軽微な現状変更に関することは千葉市に許可権限が委譲（いじょう）されています。そのため現状変更行為の程度を規定し、適切な申請による円滑な保存管理を行う必要があります。

この手続きには時間を要するため、史跡指定地内で開発の計画がある事業者には、計画の早い段階で千葉市教育委員会まで連絡をいただき、余裕をもって事前協議を行う必要があります。

表6-6：現状変更行為等に伴う許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	注意事項
許可申請不要	非常災害時の応急措置	・非常災害時に人命、財産を保護するための緊急的な安全対策措置 ・き損、又は衰亡しているときに、被害の拡大を防止するため応急措置 ・き損、又は衰亡したときに、被害前の原状に戻すための復旧措置 ・一部がき損、又は衰亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置	・可能な限り、史跡への影響がないよう配慮すること
許可申請不要	維持の措置	・樹木の剪定、枝払い、下草刈り、病害虫駆除などの維持管理措置 ・既存施設や工作物の維持管理行為	・樹木の伐採は緊急を要する危険木のみとする
千葉市教育委員会	保存に及ぼす影響が軽微な行為	・3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築、除去 ・土地の形状変更を伴わない道路等の修繕 ・既設埋設物（水道管、暗渠排水管等）の補修、除去 ・抜根を伴わない樹木の伐採	・現状変更等を伴う行為を計画する場合は早めに協議をもち、調整すること
文化庁長官	現状を変更する行為全般	上記以外の行為全般 ・建物や工作物等の増改築および除去等 ・道路等の新設および改修等（既掘削範囲内での実施に限る） ・地形の改変を伴う掘削、盛土、切土等 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為	・表面的、物理的な現状変更を伴わない行為（イベント、コンサート等）であっても、史跡の価値を著しく損なう行為は禁止対象となる

第5節　保存管理のための地区区分

史跡内の貝層や遺構の分布状況と、地形や樹木の様相などをもとに地区区分を設定し、その地区ごとに保存管理方法、現状変更の取扱い方針などを定めていきます。

今後の史跡整備ではこの地区区分をもとに、土地の有効な利用計画を策定していきます。

表6-7：保存管理地区区分

管理地区		説　　明
A	貝層とその内部の凹地	加曽利貝塚の中心をなすところで、もっとも重要な地区。
B	台地上の平坦地	住居跡が多く発見されており、貝塚と集落の関係を示す重要な地区。
C	河岸段丘上の平坦地	大型建物跡や船着場推定地などがある地区。
D	緩斜面の緑地	住居跡が点在し、台地と低地を結ぶルートとなる地区。
E	急斜面の緑地	縄文の景観を保全する地区。
F	施設地区	駐車ひろば、博物館、収蔵庫として利用されている地区。

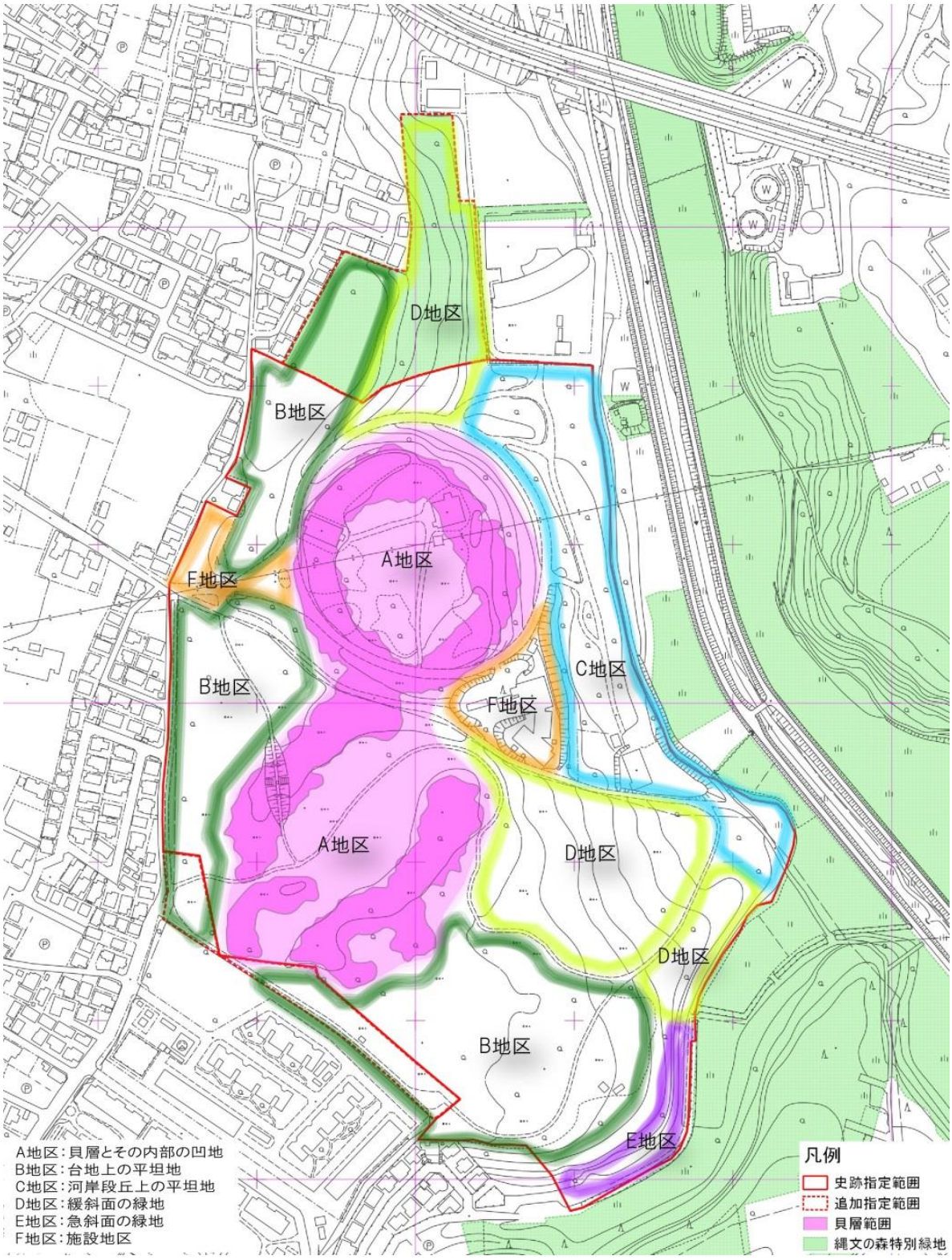

図6-3:保存管理地区区分

1　A地区　（貝層とその内部の凹地）

【現況】

史跡の本質的価値の中心をなすところで、貝層と遺構、遺物が良好な状態で保存されている範囲です。

北貝塚は環状の貝層の上に雑木林が繁茂し、中央の凹地は草地となっています。野外観覧施設が2つあり、1960年代に発掘された住居跡群や貝層断面をそのままの状態で観覧することができます。今日でも多くの来館者が訪れていますが、建築から50年を経過し、老朽化に伴う改修やバリアフリーへの対応などが必要となっています。

南貝塚は馬蹄形の貝層範囲を大谷石で縁取り、貝塚の形を表現しています。中央の凹地も含めて全域に草地が広がっています。季節の草花や、市内でも数少なくなってしまったススキ群落を見ることができます。野外観覧施設としては貝層断面観覧施設があり、1960年代の発掘調査で検出された長さ30mの貝層断面を見ることができます。施設自体はバリアフリー対応となっていますが、施設までの園路が砂利敷きになっており、改修が必要になっています。

【取扱方針】

貝塚は良好に残存していることから、樹根などによる悪影響を軽減しつつ、現状の草地環境と可能な限り共存し、適切に保存管理します。

現状変更等については、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は原則として認めません。

2　B地区　（台地上の平坦地）

【現況】

A地区と並び、史跡の本質的価値を構成する縄文時代の集落が広がる範囲です。竪穴住居や貯蔵穴などの遺構と遺物が良好な状態で保存されています。現状では雑木林が広がっていますが、史跡の南東に位置するエリアは、実際に発掘調査で住居跡が確認された場所の真上に、竪穴住居を復原し、貝塚と集落の位置関係を実体験できるようになっています。復原住居の中は見学が可能で、時折、実際に炉で火を焚いたり、土器で煮炊きをしたりしています。

雑木林の中は、園路以外も自由に散策できるため、自然観察やウォーキングを楽しむ方々が多くます。

【取扱方針】

住居跡などの遺構が良好に残存している部分も多いため、保護が必要なエリアになります。ただし、活用事業等を行う場合、平坦な草地はもっとも利用しやすいエリアでもあるため、50cmほどの盛土で保護されています。復原住居を建てて、活用事業を行っていますが、これは盛土のエリアにあたります。原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、史跡を保護しつつ、積極的に活用していけるよう十分検討していきます。

3　C地区　（河岸段丘上の平坦地）

【現況】

大型建物跡や船着場推定地など縄文時代のくらしの断片を再現するために、非常に重要なエリアとなっています。未調査部分も多く、遺構や遺物が良好な状態で保存されていると予想される範囲でもあります。

大型建物跡と船着場推定地には説明板が設置されていますが、特に整備はなされていないため、なかなか当時の様子をイメージすることが難しい状況です。

【取扱方針】

遺構や遺物は良好に残存していると思われることから、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、史跡を保護しつつ、積極的に活用していけるよう十分検討していきます。

4　D地区　（緩斜面の緑地）

【現況】

貝塚がある下総台地と坂月川がある低地は15mほどの比高差があり、通常は急斜面となっていますが、加曽利貝塚の中央部から、坂月川へ下るエリアには緩斜面が伸びており、台地上の貝塚と交通手段であった川を結ぶ重要な通路となっていたところです。試掘調査の結果、数は少ないものの竪穴住居跡や土坑などが見つかっています。

現在は砂利敷きの市道が走り、その南側に希少植物が多く見られる雑木林が広がっています。草地は加曽利自然観察会などの有志の方々によって、保全活動が行われています。

【取扱方針】

密度は低いものの遺構や遺物は良好に残存していると思われることから、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められません。また、希少植物等も多く見られるため、地中の埋蔵文化財だけでなく、四季折々の自然環境にも配慮が必要と考えます。

5　E地区　（急斜面の緑地）

【現況】

史跡の東側と南側に延びる谷に添って、急斜面があります。雑木林に被われて、下草もあまり生えてはおりませんが、緑のカーテンとなり、縄文時代の景観を演出しています。

【取扱方針】

発掘調査の履歴がないため、遺構や遺物の状況はわかりませんが、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められません。

6　F地区　（施設地区）

【現況】

西側の入口付近に駐車ひろば、貝層を挟んで東側に博物館、収蔵庫等の施設があります。駐車できる台数は20台ほどと少ないものの、駐車ひろばの稼働率は高く、平日でもほぼ満車の状態です。博物館は年間3万人近くの来館者があり、団体見学や家族連れなど多くの利用者があります。

駐車ひろばの下には、埋蔵文化財包含層が保全されていますが、博物館や収蔵庫のある場所は遺構がないということで施設の建築が行われましたが、どのように確認したのかという記録が残っていないため、地下の状況は不明です。

【取扱方針】

原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、今後、駐車ひろばや博物館等の史跡外への移転にともなう撤去工事の際には、地下の保存状況を確認するため、試掘調査等が必要です。

第6節　出土遺物の保存と管理

加曽利貝塚で行われた数々の発掘調査で出土した様々な遺物は、史跡の価値を物語る重要な構成要素であり、適切な保存と管理が必要となります。

第7節　記録資料の保存と管理

加曽利貝塚で行われた多くの発掘調査や調査研究の成果は学会や報告書、書籍などで公表されていますが、その基礎となる膨大な資料も、その成果の根拠として重要な資料であり、適切な保存と管理が望まれます。

これまで個別に行われてきた発掘調査の成果を平成24年度から4年間をかけて再整理し、加曽利貝塚総括報告書をとりまとめています。この際、写真、図面、調査日誌、野帳などの調査記録も総動員して資料整理を行っており、これらの資料も、今後の調査研究や公開活用に利用できるよう、デジタル化を行った上で、データベースを構築していきます。

第8節　指定地公有化の方針

史跡指定地内は、株式会社東京電力パワーグリッドの送電鉄塔用地を除いてすべて公有地化されていますが、平成28年度に追加指定申請をした範囲には、2筆の私有地が含まれています。今後は土地所有者の理解と協力を得ながら適切な保存管理を行うとともに、公有地化へ向けた調整をしていく必要があります。

第9節　周辺との一体的な保全と追加指定

史跡に隣接する樹林や谷津の低湿地には、加曽利貝塚に関連する重要な遺構や遺物が埋蔵されている可能性が高いため、慎重な対応が必要となります。重要な遺構や遺物が発見された場合は、詳細な確認調査によって、その範囲と性格を明らかにし、加曽利貝塚との関連性を吟味した上で、追加指定による保存を進めていきます。

第7章　史跡の活用

第1節　史跡活用基本方針

文化財保護の目的は保存と活用にありますが、本来の目的は活用にこそあり、保存はその活用のための必要条件、つまり方法や手段にすぎません。現在、そして将来においても、継続的に大切な文化財を活用していけるよう、バランスのとれた保存活用計画を定め、着実に実行していきます。

【 史 跡 活 用 基 本 方 針 】

1　縄文文化と貝塚を究明し、調査研究の成果を発信します。

・発掘調査や資料調査による発見を通して、本質的価値の向上を図ります。

・研究成果は、展示や研究発表等を通して、速やかに発信します。

・研究機関と連携し、調査研究と成果の公開・活用を推進します。

2　縄文人の暮らしの知恵を学ぶ機会を提供します。

・発掘調査や、出土遺物などの研究に加え、自然環境の調査と保全を通じ、自然と共生していた縄文人の暮らしを再現し、展示・解説に生かします。

・縄文時代の暮らしが体感できる体験型事業を実施します。

3　史跡に多くの人が集い、地域に活気をもたらす仕組みを築きます。

第2節　活用の方法

1　研究分野における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るために、調査研究を欠かすことはできません。この調査研究を実践するために、貝塚を総合的に研究する「縄文貝塚文化研究所（仮称）」を設置し、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進していきます。

これまで加曽利貝塚の保存を第一に考え、計画的な発掘調査を行ってきませんでしたが、これからは研究所を主体に魅力ある研究テーマを設定し、小規模ながら継続的な発掘調査を行っていきます。この際、発掘調査や整理作業などの研究過程をオープンにし、ラボの一般公開や市民参加による発掘調査なども積極的に行います。

発掘調査で得られた最新の成果を元にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の誘致など、対外的な活動にも力を入れ、貝塚研究の発展とその成果の情報発信を推進します。

2　教育分野における活用

市内の小学6年生の多くは歴史の授業がはじまる春に、加曽利貝塚で縄文時代の生活や貝塚について学習しています。しかしながら、子どもたちが本物の史跡や文化財に触れながら学習に取り組む機会は、まだまだ少なく、教育分野における史跡の活用を推進していく必要があります。

また、現在のプログラムは小学生を対象としたものが多く、その他の世代向けのメニューや年間を通じて継続的に行えるメニューなど、バリエーションを持たせたものも検討していかなければなりません。

表7-1：学校教育での活用案

分類	科目・課程	幼児	小学校	中学校	高校	大学	学習内容
情操教育	道徳	●	●	●			伝統・文化の尊重、自然愛護
	図工・美術	●	●	●	●		造形への関心、鑑賞、土器づくり、自然クラフト
社会科・人文科学	歴史		●	●			縄文時代のくらしと貝塚
	郷土史		●	●	●		縄文時代の千葉市の様子
	考古学					●	考古学研究（貝塚、集落、遺物、動物考古）
	地理			●	●	●	下総台地、谷津田、河川
	地質			●	●	●	関東ローム、海進海退
理科・自然科学	植物	●	●				落葉広葉樹林、木の実、草花
	昆虫	●	●				チョウ、セミ、トンボ、カブトムシ
	貝		●				食用の貝（イボキサゴ、ハマグリ）
	生態系（里山里海）		●	●	●	●	生態系と人間のくらし
キャリア教育	職場体験		●	●			学ぶこと、働くことの意義の理解
	インターンシップ				●	●	現実的探索による勤労観、職業観の体得
資格養成	学芸員養成課程					●	博物館での館務実習
	考古学実習					●	史跡見学や発掘調査などの実習
	教職課程					●	史跡を活用した授業プログラム作成
	社会教育主事課程					●	史跡を活用した社会教育プログラム作成

3　社会教育分野における活用

史跡は世代を越えてさまざまな立場の方々が集い、生涯学習の場として活用することが可能です。ここを交流の場として、相互に協働し、刺激し合うことで、地域社会を活性化することも期待できます。

図7-1：土器づくり講座

【社会教育分野での活用例】

1. 新しい切り口で公開講座やシンポジウム等を開催し、多くの方々の理解を深め、交流の創出。
2. 博物館友の会、ボランティアガイド、土器づくり同好会などの活動を担う人材の育成の補助。
3. 団体に属さない市民や市外からの来跡者が、気軽に参加し、協働できるイベントや枠組みづくり。
4. 史跡見学や自然散策だけではない、多様な社会教育活動のニーズに応える拠点づくり。
5. 市民参加型の調査研究、季節ごとに遺跡の魅力を活かした地域イベントの創出。
6. 縄文時代の史跡や貝塚を有する他市町村との交流事業。

4　地域における活用

現在、加曽利貝塚博物館では表7-2のような教育普及活動を行っていますが、地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡の役割を十分に把握し、全体のつながりの中での活用を推進していきます。

具体的には加曽利貝塚に暮らした人々の生活の断片（サテライト）を、史跡外の自然や景観の中から切り取り、それらを連携（リンク）させることで、地域一体となった活用を推進し、地域振興の一助となるような取り組みを実践します。（図7-2、図7-3参照）

この史跡とサテライトの循環が、千葉市内陸部の主要な観光資源となり、周辺商業地の活性化と中心市街地からの回遊性の向上をもたらすと期待されます。

表7-2：現在行われている主な活用一覧

区分	活用内容	概要
主催イベント	縄文まつり	博物館が開館した11月頃に各種縄文体験イベントを実施。
	縄文ひろば	ボランティアが中心となり、火起こしやアンギン編み等の縄文体験を実施。
	ナイトミュージアム	博物館の夜間開館と竪穴住居での夜を体験。
	ドキドキ発掘体験	発掘調査や遺物の整理作業を疑似体験する。
講座	考古学講座	考古学に関連するテーマに沿って、最新の研究成果を紹介する講座。
	郷土史講座	考古学に限らず、千葉市にまつわる歴史関連の講座。
	土器づくり	縄文土器の製作技術を体験・学習することを目的として開催。
学校教育	歴史学習のための社会科見学	社会科で歴史学習をはじめる小学6年生を対象とした史跡見学と各種縄文体験。
	総合的な学習の時間への対応	市内外の学校への出前授業の実施。
人材育成	職場体験の受入	中学生に博物館での業務を体験してもらう。
	派遣研修の受入	小学校の社会科教諭を受け入れ、博物館での教育普及活動を体験してもらう。
	博物館実習の受入	博物館学芸員課程を履修している大学生のための実践に即した実習。
	博物館ボランティア育成講座	展示解説・体験学習等で活動できる博物館ボランティアの育成。
出張派遣	出張展示	生涯学習センター、公民館、図書館等で遺物やパネルの展示。
	イベントでの広報活動	千葉モノレール祭り、駅からハイキング、まなびフェスタ（生涯学習関連イベント）、区民まつり、公民館まつり他。
	かそりーぬ	PR大使かそりーぬによる加曽利貝塚PR活動。イベントや啓発活動への協力。
	講師の派遣	諸機関・諸団体の求めに応じ講師を派遣。

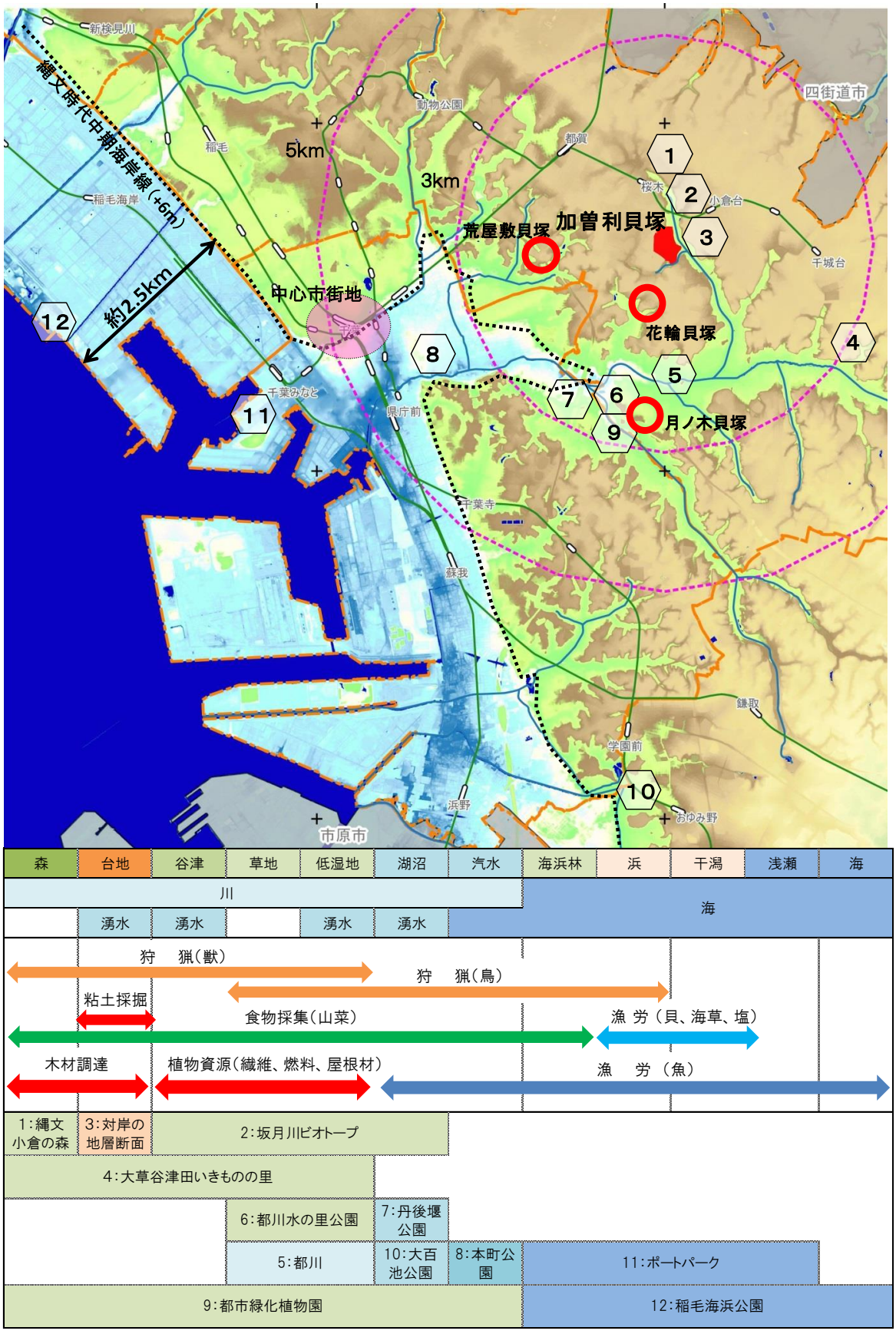

図 7-2：加曽利貝塚サテライトイメージ

1	2	3	4
森	湧水・低湿地	台地	森・湧水・谷津
縄文小倉の森	坂月川ビオトープ	加曽利対岸の地層断面	大草谷津田いきものの里
5	6		7
低湿地・川	湧水	低湿地	湖沼
都川（浄化施設周辺）	都川水の里公園		丹後堰公園
8	9	10	11
汽水	植物	湖沼	干潟
本町公園	都市緑化植物園	大百池公園	ポートパーク
11	12		
浅瀬	海浜林	浜	海
ポートパーク	稲毛海浜公園		
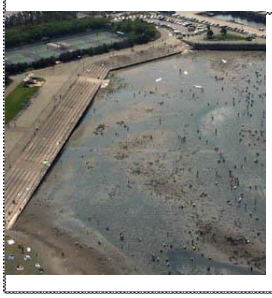			

図7-3：加曽利貝塚サテライト

第8章　史跡の整備

第1節　史跡整備基本方針

縄文時代の貝塚文化を代表する貴重な史跡として、適切な保存・管理の着実な実行に加え、史跡の価値や魅力を正しく伝え、理解してもらうための公開・活用を円滑にすすめることができるよう適切な史跡整備をしていきます。

また、良好な眺望や史跡を取り巻く豊かな自然を取り込み、史跡とともに魅力ある空間の創出を目指します。

【 史 跡 整 備 基 本 方 針 】

1　加曽利貝塚のもつ本質的価値を保存・継承するための整備をします。

2　縄文文化と貝塚を究明し、成果を発信していく研究施設を整備します。

3　縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる整備をします。

・史跡周辺の自然環境を含めた一体的な保全により、縄文時代の景観を再現します。

・縄文人の生活跡の断片を再現し、当時の暮らしが垣間見られる空間を創出します。

4　加曽利貝塚を拠点に市民が活動できるよう、地域交流の場を整備します。

5　史跡への交通アクセスや便益施設の整備等、利用者の利便性向上を図ります。

第2節　整備の方法

史跡の整備は、保存のための整備と活用のための整備の2つに分けることができます。これまで千葉市は保存に軸足を置き、積極的な整備を控えてきました。しかしながら、史跡の公開・活用を推進することによって、多くの方々に加曽利貝塚を知っていただき、史跡に愛着を持っていただくことが史跡保護への近道であるとの考えから、史跡の保護に配慮しつつ、積極的に史跡を活用する方向へ舵を切ることとしました。

実際の整備に当たっては、専門家による千葉市史跡保存整備委員会に諮(はか)り、千葉県教育委員会、文化庁からの指導を得ながら計画的に実施していくこととします。

1　保存のための整備

史跡加曽利貝塚を確実に保存し、後世に引き継いでいくためには、日常的な維持管理を適切に行うとともに、樹木や今日的利用による悪影響、自然災害によるき損などを未然に防止するための対策を計画的に実施していきます。

【保存のために必要な整備】

・盛土が薄いため、貝が露出してしまっている貝塚の保護。
・貝塚を横切っているため、悪影響を及ぼす園路の見直し。
・貝塚の上に根を張り、貝層に悪影響を及ぼしている樹木の整理。
・史跡内で景観を阻害している博物館、収蔵庫などの施設群の移転とその後の修景。

2　活用のための整備

先に示した基本方針に基づき、史跡内で縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる整備を進めるとともに、周辺の自然環境の保全を図りながら、史跡外に調査研究と地域交流の拠点となる博物館の設置を目指します。

しかしながら、限られた財源と人員の中で整備を着実に実施していくためには、市民の参加を促し、積極的な協働を実現していかなければなりません。よって、今後、策定する史跡整備基本計画の中では、具体的かつ実現可能性の高い計画を練らなければなりません。

【活用のために必要な整備】

・史跡へ至るまでの誘導サインや、史跡内の案内板。
・現在の野外観覧施設に追加して、新たな遺構の復元展示・表示等。
・総合案内として、解説、展示を担う施設（博物館）。
　－調査研究の過程を公開し、その成果を情報発信する。
　－市民参加、地域交流の拠点として機能させる。
・縄文時代の暮らしを追体験できる体験学習施設（ガイダンス施設）の設置。
・交通アクセスを改善し、利便性を向上させる。
・園路や便益施設のバリアフリー化。
・多言語化への対応。

第3節　史跡整備と生物の調和

周囲を住宅地に囲まれた史跡と縄文の森特別緑地保全地区の自然は、縄文時代を思い起こさせる景観として、重要な役割を担っています。しかしながら、この保存すべき自然も、ひとたび管理を怠ると、大木化した樹木の根は史跡にダメージを与え、立ち枯れした枝は落下し、来跡者の安全を脅かします。

植物は年々成長し、姿を変え、動物は自然の変化を敏感に察知して、生息場所を変えていきます。これらの変化を調整しながら、目標とする縄文時代の景観を構成していかなければなりません。そのためには、自然環境の現状を詳細に把握し、動植物に配慮した整備・活用を実践することで、史跡整備と生物の調和を実現していきます。

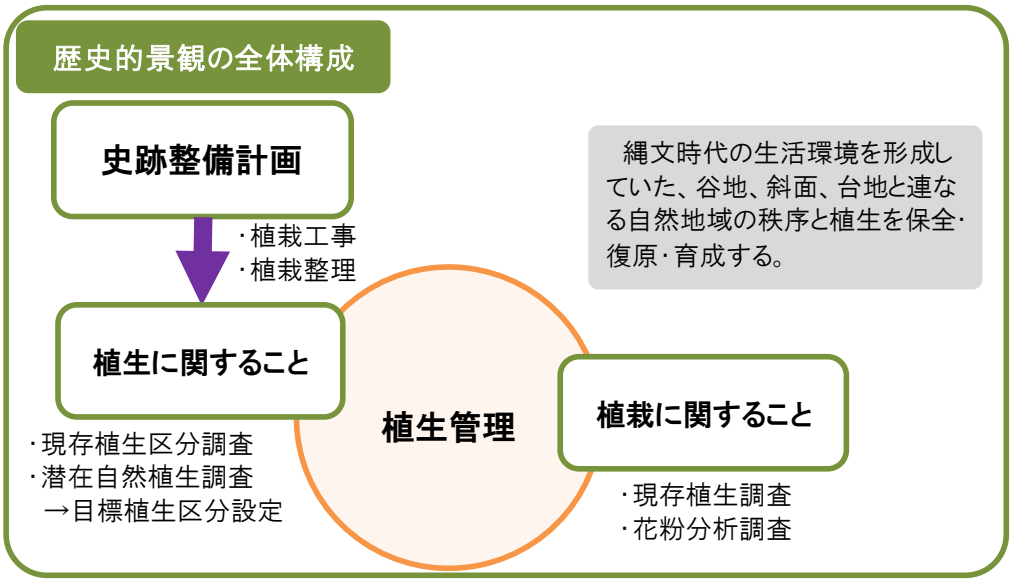

図8-1：史跡整備と植生の管理

史跡内の植生は現在の植生を守っていく「現存植生保全域」、縄文時代にあったであろう植生に近づけるための「復原植生域」、園路や施設周りなどに目隠しや遮蔽（しゃへい）するために植える「特化植生域」の3つに分類されます。（表8-1参照）それぞれ目標とする植生を定めて、史跡の歴史景観の復原、安全性や利便性の向上、体験プログラムでの活用に努めます。

そのために史跡内を目的や用途によって、史跡保護を優先する地区、自然保護を優先する地区、活用を目的とした地区などに区分して、それぞれに応じた整備を行います。

表8-1：目標植生区分案

計画区域	区域説明	現況	目標植生
現存植生保全域	現存植生の保全を主としながら、必要に応じて間伐や補植を行い目標植生への遷移を促す地域。	斜面緑地林	シイ・カシ・ケヤキ等斜面林
		草地	草地保全、シラカシ・コナラ等点在
		クヌギ・コナラ二次林	クヌギ・コナラ二次林として保全し、ゆくゆくはシイ・カシ林に遷移
復原植生域	現況土地利用に関わらず潜在的な土地条件により目標植生を設定し、育成管理により目標植生の達成を図る区域。	クヌギ・コナラ等落葉樹林	シイ・カシ林に遷移させて保全
		畑地その他	シイ・カシ林及び二次林
		谷地・水田	ハンノキ・カワヤナギ等の水辺林
特化植生域	施設等に伴う特殊な植栽部分。樹種は郷土樹種に限らず、目的に応じて選択する。	-	施設周りの修景植栽
		-	周辺目隠しや、フェンスとしての遮断植栽

第4節　史跡整備と環境影響評価

開発による重大な環境への影響を防ぐためには、その開発事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。このような考え方から生まれたのが、環境影響評価法です。この法律に基づいて環境への影響評価を行う制度を環境アセスメント制度と呼びます。

環境アセスメントでは、まず、開発の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行います。この結果を公表して一般の方々、公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていきます。

史跡加曽利貝塚の史跡範囲は約15ha、その周辺での博物館や園路等の整備を含めても総面積は25ha未満となります。また、博物館、園路、便益施設等の新設はあるものの、主な整備内容は既存建物や工作物の撤去とそれに伴う修景・緑化工事です。そのため、史跡整備事業は環境アセスメントの対象とはなりませんが、一部で樹木の伐採や土地の造成を含むため、自然環境の保全や生物との調和を掲げる史跡加曽利貝塚の整備においては、通常の環境アセスメントで検討すべき項目を参考にしつつ、地域特性や事業特性に応じた影響評価を検討する必要があります。（表8-2参照）

表8-2：環境アセスメントの対象となる環境要素の範囲

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
大気環境	水環境	土壌環境・その他の環境
大気質	水質	地形、地質
騒音	底質	地盤
振動	地下水	土壌
悪臭	その他	その他
その他		
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全		
植物	動物	生態系
人と自然との豊かな触れ合い		
景観	触れ合い活動の場	
環境への負荷		
廃棄物等	温室効果ガス等	

第5節　ゾーンニング

約15haにおよぶ史跡指定地は、坂月川流域を含む縄文の森特別緑地地区に囲まれ、史跡を核とした歴史的地区と自然が融合する、非常に恵まれた環境にあります。これらを一体として計画的に活用するために、対象地域をいくつかのゾーンに区分し、整備を実施していきます。(表8-3参照)

【ゾーンの概要】

遺構保存ゾーン:　遺構の保存を主体とするゾーン

公開活用ゾーン:　史跡内では史跡を保護しつつ、公開展示を行うゾーン

自然保護ゾーン:　指定地内外の自然を保護し、縄文時代の景観を再現するゾーン

自然育成ゾーン:　縄文時代に利用されていた植生を育成し、体験学習に活用するゾーン

水辺公園ゾーン:　史跡外の水辺を中心に公園的整備を行い、新博物館と史跡を結ぶゾーン

表8-3:ゾーンニングと整備案

ゾーン	エリア	指定地内/外	箇所	整備内容
遺構保存ゾーン	貝層保存エリア	内	北貝塚及び南貝塚の貝層部分	・貝層の保護措置、貝層に影響を及ぼさない園路 ・野外観覧施設の改善
	中央広場エリア	内	北貝塚及び南貝塚の中央広場部分	・中央広場に影響を及ぼさない園路 ・中央広場の役割を示す展示
公開活用ゾーン	博物館エリア	外	指定地外へ移転する加曽利貝塚博物館	・展示、研究、ガイダンスの機能を備えた施設 ・休憩、トイレ、売店などの便益施設
	体験学習エリア	内	移転予定の博物館跡地	・休憩、トイレ、自動販売機などの便益施設 ・体験学習スペース
	復原集落エリア	内	東側の集落遺構が検出されたエリア	・復原住居 ・復原住居型の倉庫と待機所
	大型建物エリア	内	ムラの入口である船着場から上がってくる斜面地	・建物跡の展示 (手法については要検討、平面表示、AR等々)
	船着場エリア	内	東側にある岬状の突起部分	・説明板の改善 (手法については要検討、VR、ARの活用等々)
自然保護ゾーン	現生植生保全エリア	内	市街地からの目隠しとして機能する樹林	・樹林や草地を残し、その中を園路を設置
		外	史跡外に緩衝帯として広がる樹林	・基本的には樹林や草地を残し、その中を園路、東屋、自然観察小屋等を設置
	草地保全エリア	内	東傾斜面及び南貝塚内側の希少植物が多い草地	・希少植物が群生するエリアを保護する表示 ・草地の動植物に関する説明板
自然育成ゾーン	有用植物育成エリア	内	復原集落を取り囲む南側の樹林	・衣食住に活用された有用植物の説明板
水辺公園ゾーン	水辺エリア	外	坂月川及びその周辺の低湿地	・谷津田の自然と海との関わりを示す説明板 ・遊歩道、ベンチ、木製遊具等公園的設備
	湧水エリア	外	河岸段丘沿いの湧水	・水を湛える湧水と下総台地の地質に関する説明板 ・自噴井等で水場を再現

29600
30000
30400
30800
-41200
-41600
-42000
N
小倉台
博物館移転予定地
現生植生保全エリア
中央広場エリア
現生植生保全エリア
貝層保存エリア
現生植生保全エリア
体験学習エリア
中央広場エリア
草地保全エリア
復元集落エリア
有用植物育成エリア
現生植生保全エリア
湧水エリア
水辺エリア
湧水エリア
大型建物エリア
船着場エリア
水辺エリア
凡例
史跡指定範囲
追加指定範囲
貝層範囲
縄文の森特別緑地

図8-2:ゾーンニング

第9章　運営体制

第1節　目指すべき運営と体制

史跡の目指すべき姿を実現するには、行政だけの力では限界があることから、市民・企業・研究者と連携して、史跡を保存し、活用していくための運営体制を構築していきます。

図9-1に示すように、文化財課と加曽利貝塚博物館が中心となり、管理・運営を行つつ、調査・研究、公開・活用、保存・整備に係る各組織、団体、個人など密に連絡調整を図りながら、史跡の価値を共有し、より効果的な保存と活用の実現を目指します。

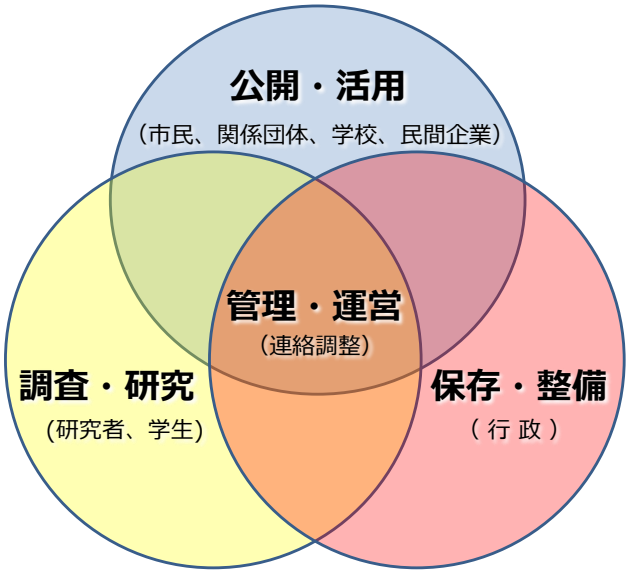

図9-1：目指すべき運営体制のイメージ

第2節　各体制の構築

1　調査研究体制

「縄文貝塚文化研究所（仮称）」を設置し、研究機関、大学、企業等と連携し、専門性の高い調査研究体制を構築し、計画的、継続的な調査研究を行います。また、調査研究成果は世界へ発信するとともに、展示や活用に還元していきます。

将来的には、研究所の趣旨に合致し、本来の研究に支障を生じる恐れがない場合、受託研究等を受け入れ、活動の幅を広げつつ、社会に貢献していきます。

2　史跡の管理体制

史跡の管理団体として、千葉市が史跡全体を適切に保存管理していきます。実務は教育委員会文化財課と加曽利貝塚博物館が担い、公園管理と一体的な管理運営を行います。

3　市民との協働体制

史跡の保存活用に際して、市民の理解と協力は不可欠であり、管理・活用のパートナーとして、積極的な参画を期待しています。そのためには密な連絡体制や、ルール作りなど互いに協力しながら円滑に協働できる実施体制を構築していきます。

4　庁内関係部局との連携体制

今後の保存活用や史跡整備に関する事業は、文化庁や千葉県教育委員会の指導のもと千葉市教育委員会が中心となって行いますが、その性質上、市内部の関係部局との横断的な連携が不可欠です。

そのため市の内部においても、史跡の価値を共有し、緊密な情報交換と助言や支援を要請できる連携体制を構築していきます。

第3節　円滑な運営のための方策

史跡や博物館の適切な管理運営にあたっては、前節で述べたように各方面との連携や協力体制が必要となります。しかしながら、関係する団体や個人が多くなるにつれて、関係者間での意思疎通や情報共有が取りにくくなります。円滑な運営をしていくためには、各関係者間での連絡調整を図り、相互に協働することが重要となります。

また、活動を拡充していくことにより、日常の管理運営業務が増大していくことが想定されます。これに対しては人的措置や予算措置を適切に行い、事業実施に影響が出ないよう内部の管理運営体制を整備していかなければなりません。

また、現行の管理運営体制においては、体験プログラムや展示解説など、利用者が期待しているサービスを十分に提供できているとはいえない状況にあります。利用者の機会の公平性や質の向上を担保し、円滑な運営をしていくため、管理のあり方を、様々な視点から検討していきます。（図9-2参照）

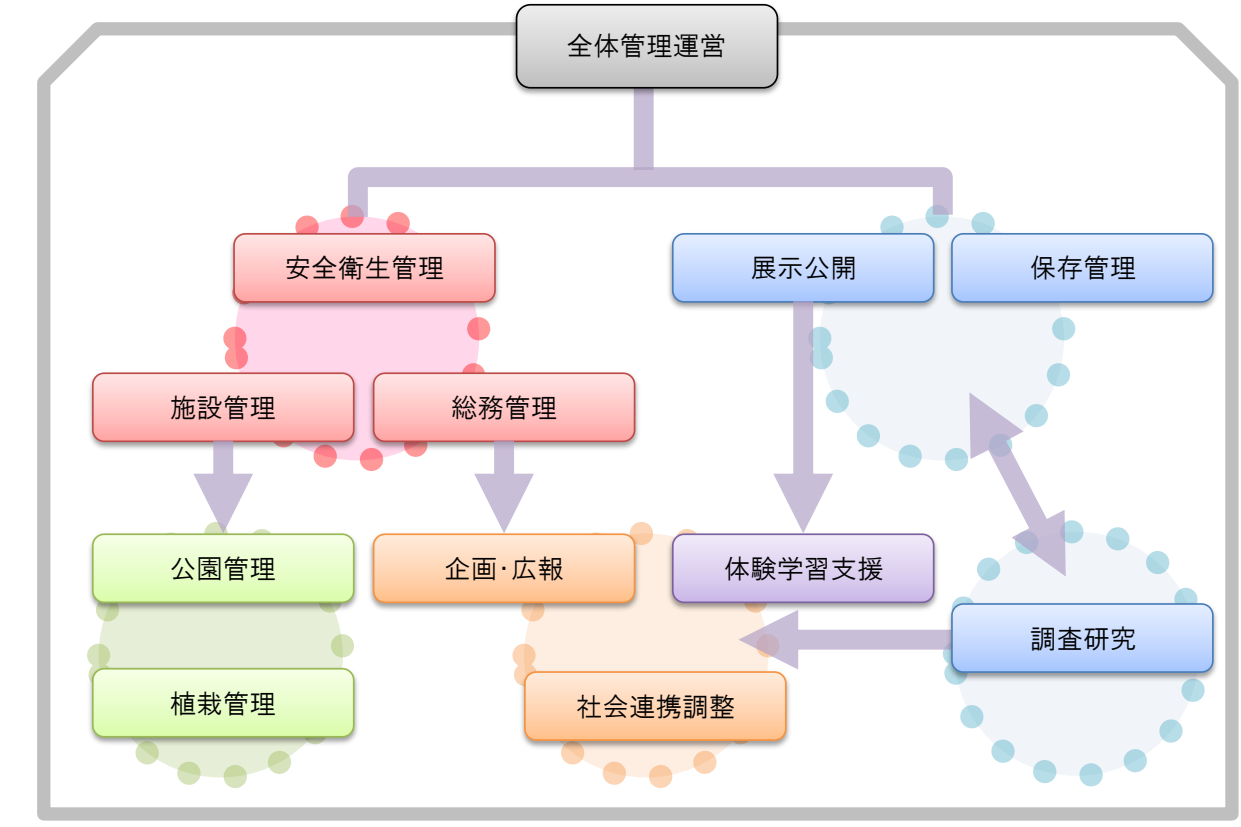

図9-2：具体的な博物館の管理運営体制イメージ

第10章　施策と進捗管理

第1節　実施すべき施策とそれに掛かる期間

既存施設の活用を前提とした短期的整備と、新博物館の整備を前提とした中長期的整備に区分して史跡整備を実施展開いたします。

1　短期的整備　（4か年　2017～2020）

史跡内に立地する現博物館を活用しつつ、野外観覧施設など史跡内に残すべき施設の改修と史跡外に移転すべき収蔵庫などの撤去を計画的に進めます。併せて、バリアフリーや多言語化、分かりやすい説明板の設置など利便性の向上を図っていきます。

さらに、調査研究目的の発掘調査を開始し、その様子や出土品の基礎整理などの公開や体験学習施設の整備を行います。

2　中長期的整備　（6か年　2021～2026）

坂月川の対岸に新博物館を整備し、現博物館を撤去します。撤去後の跡地は、縄文時代の景観復原を図り、併せて新博物館からの動線を前提とした園路の整備、体験学習コンテンツの充実による魅力向上を進めていきます。史跡外においても、最寄駅と博物館、博物館と史跡を繋ぐ動線を中心に自然環境を保全しつつ、一体的な環境整備を進めていきます。

第2節　実施計画総括表

平成32（2020）年の東京オリンピックまでの4年間を一区切りとし、短期的整備を行います。それ以降は中長期的整備として、博物館の移転を軸に史跡とその周辺を一体的に整備していきます。

表10-1：実施計画総括表

<table>
<tr><td colspan="2">期間</td><td>H29
2017</td><td>H30
2018</td><td>H31
2019</td><td>H32
2020</td><td>H33
2021</td><td>H34
2022</td><td>H35
2023</td><td>H36
2024</td><td>H37
2025</td><td>H38
2026</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な関連事象</td><td></td><td></td><td></td><td>ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ
ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ</td><td>市政施行
100年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千葉開府
900年</td></tr>
<tr><td colspan="2">方向性</td><td colspan="4">短　期　的　整　備
現博物館を活用しつつ、既存の施設・設備を整理し、利便性の向上を図る</td><td colspan="6">中　長　期　的　整　備
史跡外に博物館を移転し、縄文時代の景観復元に向けた準備を整えるとともに、史跡の魅力向上を図る
縄文時代の景観を復元し、周辺自然環境との一体的整備を図る</td></tr>
<tr><td colspan="2">活用事業</td><td colspan="9">地域交流・体験学習
継続的な発掘と調査研究、成果の公開と発信</td></tr>
<tr><td rowspan="2">整備事業</td><td>史跡内</td><td colspan="4">・収蔵庫の解体・撤去と史跡外への移転
・野外観覧施設改修と展示内容の見直し
・体験学習施設の整備
・バリアフリー及び多言語化への対応</td><td colspan="3">・博物館の解体・撤去
・縄文人が利用した有用植物の植樹</td><td colspan="3">・園路の整備
・施設跡地の修景と縄文景観の復元</td></tr>
<tr><td>史跡外</td><td colspan="4">・史跡への誘導看板や案内看板の整備
・臨時駐車場の確保</td><td colspan="3">・隣接地での博物館及び研究所の整備
・駐車場の整備</td><td colspan="3">・最寄駅～博物館～史跡の動線整備
・史跡周辺の植生管理および既設構造物等の移転による景観向上
・植生に依存する小動物、鳥類、昆虫類などの誘致と保護</td></tr>
</table>

第3節　施策の到達進度を把握する指標の設定

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなくてはならないことから、計画自体を定期的に点検評価する必要があります。この点検評価により、到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画の見直しを行う基礎資料となります。（図10-1参照）

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たします。この指標の設定に際しては、文化庁や千葉県教育委員会の指導を仰ぎながら、千葉市史跡保存整備委員会にて審議の上、決定いたします。

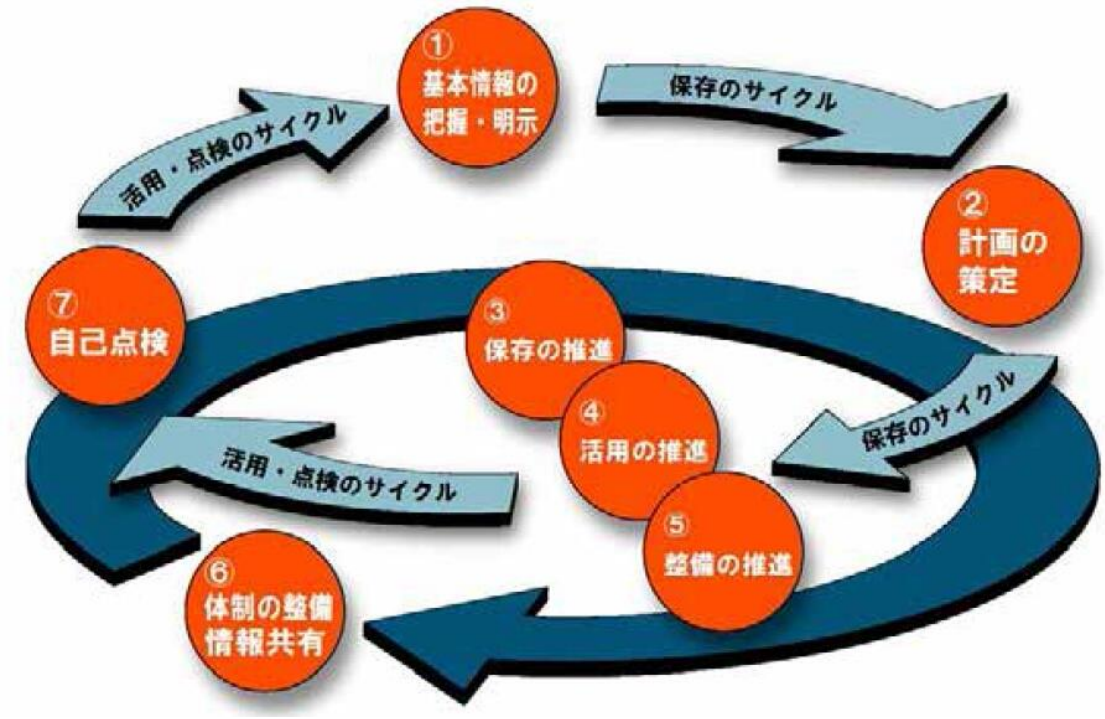

史跡等・重要文化的景観のマネジメントの循環過程（サイクル）

① 基本情報の把握・明示
② 保存・活用・整備に係る計画の策定
③ 保存のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
④ 活用のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
⑤ 整備のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
⑥ 体制の運営・整備、関係者・部局・機関との情報共有・連携
⑦ 自己点検を含む経過観察

図10-1：史跡等・重要文化的景観のマネジメントの循環過程（サイクル）

（文化庁文化財部記念物課2015：史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書より）

第4節　施策の進捗管理のための具体的手法

施策の進捗管理にあたっては保存管理、活用、整備、運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題の抽出など、指標を明示したチェックシート（自己点検表）を利用しておこないます。このチェックシートの内容は、今後の計画見直しや新たな事業企画の基礎資料として活用していきます。

【チェックシートに記載する項目】

・基本情報に関すること
・計画策定等に関すること
・保存に関すること
・管理に関すること
・公開活用に関すること
・整備に関すること
・運営体制に関すること
・予算に関すること

【チェックシートを作る際の留意点】

・計画に無理のない指標設定がなされているか
・指標を設定した際の根拠は明確か
・指標を達成したときの判定が明確にできるか
・指標は可能であれば数値化する
・指標は「時間」、「予算」、「品質」をベースとする